

町内会・自治会等 法人化の手引

浜田市 まちづくり社会教育課

住所：〒697-8501 浜田市殿町1番地

TEL：(0855) 25-9201

FAX：(0855) 23-1866

E-mail：machizukuri@city.hamada.lg.jp

目次

I 制度の概要	
1 地縁による団体とは	2
2 認可地縁団体とは	2
II 認可申請手続	
1 地縁による団体が法人格を得るには	3
2 認可の要件	3
3 認可手続の流れ	4
4 認可申請の事前準備	5
5 認可申請に必要な書類	6
6 認可について	7
III 認可後の地縁団体	
1 認可地縁団体の性質	8
2 地方自治法の規定による運営・取扱い	9
3 税関係の手続	10
4 認可地縁団体への課税	10
5 税に関する問合せ先	11
6 不動産登記について	11
7 告示事項（代表者・事務所等）の変更手続	12
8 規約の変更手続	13
9 告示事項証明書の発行について	13
10 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について	14
IV 認可地縁団体同士の合併	
1 合併について	15
2 合併認可手続の流れ	15
3 合併の認可申請に必要な書類等	16
V 認可の取消と解散	
1 認可の取消	18
2 認可地縁団体の解散	18
VI 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	
1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは	18
2 申請の要件	18
3 申請の流れ	19
4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料	20
5 その他	21

I 制度の概要

地縁による団体（自治会・町内会等）が集会所などの不動産を保有している場合、町内会の会長名義や会員の共有という形で不動産の登記が行われていることが少なくありません。個人名義での登記は、名義人が転居や死亡などにより町内会等の構成員でなくなったときに、名義の変更や相続などの問題を生じることになります。こうした問題に対処するため平成 3 年に地方自治法の一部が改正され、町内会等が一定の要件を満たすことによって法人として認可を受けることができるようになりました。令和 3 年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により地方自治法の一部が改正され、地縁による団体（自治会・町内会等）は、不動産の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができるようになりました。

1 地縁による団体とは

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義され、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対して、次のような団体は、地縁による団体とは考えられません。

- ①青年団や婦人会のように、構成員となるためには区域に住所を有することの他に年齢や性別を条件とする団体
- ②スポーツ同好会や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定的に特定されている団体

2 認可地縁団体とは

地縁による団体が一定の手続きを行い市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することが可能となり、団体名義での資産登記ができるようになりました。市の認可により法人格を得た地縁団体を「認可地縁団体」といいます。

なお、NPO法人等と異なり、法人としての登記は必要ありません（登記に代わるものが告示になります）。

Ⅱ 認可申請手続

1 地縁による団体が法人格を得るには

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可が必要となります。

これまでは、現に不動産又は不動産に関する権利等^{*}を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提でしたが、地方自治法の改正により令和3年11月からは、資産の保有に関係なく、地域活動を円滑に行うために必要であれば、法人格を取得できるようになりました。

【※参考】

「不動産又は不動産に関する権利等」とは

- ①土地・建物の権利（所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、賃借権、採石権）
- ②立木に関する法律に規定される「立木」の「所有権」、「抵当権」
- ③登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- ④地域的な共同活動に資する資産（除雪車両等）

2 認可の要件

以下の4項目を[全て満たしていることが認可の要件](#)となります。なお、認可の後にこれらの要件を充たさなくなった団体は、認可取消しとなります。

項目	要件
目的	地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 ※地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会、町内会の活動であり、規約に明記することが必要となります。
区域	地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。 ※区域は、団体の構成員だけでなく市民にとって客観的に明らかな形で境界が画されていることが必要となります。町名および地番又は住居表示により区域を表示するほか、市民にとって客観的に明らかな区域と認識できるものと市長が認める場合には、道路や河川等により区域を画することもできます。また、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁による団体に対しては認可することはできません。
構成員	地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ※年齢や性別等を問わず区域に住所を有するすべての個人が構成員になれる必要があります。相当数の者とは、区域内の全住民の過半数です。
規約	地方自治法に沿った規約を定めていること。 ※規約には、目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていることが必要となります。

3 認可手続の流れ

1 事前準備

- ・規約の整備や運営、書類の作成等をまちづくり社会教育課と相談
- ・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、地縁団体名義への変更の同意取得等

2 総会の開催

- ・既存の規約がある場合は、それに従い総会を開催

【協議事項】

- ①規約の承認
- ②認可申請することの議決
- ③代表者の選出
- ④構成員の確定
(資産を保有する場合)
- ⑤保有(予定)資産の確定

【作成資料】

- 規約
- 総会議事録
- 代表者の就任承諾書等
- 構成員名簿

3 申請

- 【提出書類】 詳細は6ページ

- | | |
|-------------|-------------|
| ①認可申請書(様式1) | ②規約 |
| ③総会議事録 | ④構成員名簿 |
| ⑤前年の事業活動報告書 | ⑥代表者の就任承諾書等 |

4 審査

- ・認可要件、提出書類の内容等を市で審査し、認可または不認可の決定

5 認可、告示

- ・市の認可により、法人格を取得(=認可地縁団体となる)
- ・下記項目の告示により、認可地縁団体としての効力が発生

【告示事項】

- | | | |
|---|-------------|-----|
| ①名称 | ②規約で定める目的 | ③区域 |
| ④事務所の所在地 | ⑤代表者の氏名及び住所 | |
| ⑥裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無(有の場合はその氏名・住所) | | |
| ⑦代理人の有無(有の場合はその氏名及び住所) | | |
| ⑧規約に解散の事由を定めている場合は、その事由 | ⑨認可年月日 | |

6 印鑑登録

- ・団体の印鑑登録

7 証明書の発行

- ・告示事項証明書(不動産登記に必要)
- ・印鑑登録証明書の発行(同上)

8 不動産の登記(法務局)・各種届出

4 認可申請の事前準備

自治会、町内会等の地縁による団体が、法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、当該団体の規約に基づき召集された総会において認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会、評議会等での議決は認められません）。

総会召集手続等を定めた規約が現在の自治会等において整備されていない場合には、まず規約の整備を行う必要があります。また、それ以外にも認可の申請に必要な事項（認可要件に合致する規約の決定又は改正、構成員の確定、代表者の決定、不動産等保有することとなる場合においては、その資産の確定など）も総会決議が必要となります。

(1) 規約の整備(定めなければならない事項)

必須項目	内容
①目的	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできるだけ具体的に定めてください。 スポーツ同好会などの、特定の活動を目的とするものは不可。
②名称	特に制限はありませんが、他の法令により使用制限のあるもの、類似のものは使用できない。「商工会」「農事組合」「農協」など。 客観的に区域が特定できるような名前が好ましいです。
③区域	現に地域的な共同活動を行っていて、住民にとっても客観的に明らかな区域を町名、地番で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。 認可申請にあたり新しく定めた区域は不可。
④事務所の所在地	団体の所在地を表すものなので、団体内部の連絡や会合に最も適したところが良く、集会所・代表者の自宅などが一般的。
⑤構成員の資格	区域に住所を有する全ての個人は構成員になれるものとし、当団体は正当な理由がない限りこれを拒んではならない旨を必ず定めること。 構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢、性別、国籍などの制限等）を設けてはいけません。 加入及び脱退等の資格得喪手続をできる限り定めてください。
⑥代表者	代表者は1人とし、その選出方法、任期、権限、代表者に任命する事項等を定める。（地方自治法第260条の5から第260条の10の規定）
⑦会議	通常総会・臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項などについて定める。構成員の表決権は平等とする。（地方自治法第260条の13から第260条の19の規定）
⑧資産	資産の構成及び取得、処分等の管理方法を定める。 また、財産目録の作成が義務づけられていますので留意ください。 なお、負債財産は規定する必要はなく、保有財産の構成は「別に定める保有財産目録による」としても構いません。（地方自治法第260条の4）

以上の8つの事項の他に、必要事項を定めることは差し支えありません。

(2) 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

(3) 構成員の確定

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

また、構成員名簿の様式等の定めは特にありません。

(4) 不動産等の資産の確定

資産を保有する場合は、保有資産を明確にする上から、申請前の総会において資産の確定をしておく必要があります。

5 認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類等は以下のとおりです。

また、認可申請を行うことについて、自治会の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。必ず事前にまちづくり社会教育課に相談してください。

(1) 認可申請書 (様式1)

代表者の押印は、認印で差し支えありません。また、申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

(2) 規約

上記4 (1) の定めたもので、総会で議決された認可要件に合致するもの

また、(ア) 規約の変更に関する事項、(イ) 解散に関する事項、(ウ) 残余財産の処分に関する事項についても定めていることが望ましいです。

※規約を作成し、総会に諮る前に事前にまちづくり社会教育課に相談してください。

(地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため)

(3) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものでよいとされています。

(4) 構成員の名簿

構成員(過半数)の住所・氏名を記載したもので、その自治会、町内会内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。会員である場合には未成年者の氏名も記入が必要です。

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

(ア)事業報告書、(イ)決算書、(ウ)予算書、(エ)事業計画書等が必要です。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

(ア)申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものと、(イ)申請者が代表者となることを受諾した旨の就任承諾等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるもの

(7) 区域を示した図面

河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該地域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料(地図等に境界線を記入し、地縁団体の区域を明確にした図面)を添付してください。

6 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって法人登記に代えることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。

(不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。)

また、告示される内容は以下のとおりです。

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名)
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

※告示された内容に変更があった場合は速やかにまちづくり社会教育課に届け出てください(12ページ参照)。届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

Ⅲ 認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の性質

認可の有無に関わらず、地縁による団体の根本的な性格は「住民の自発的意思に基づく団体」ですが、認可地縁団体は法人格を取得しているという点で法的位置付けが変わり、**権利能力**を有することとなります。また、同時に認可を受けた団体として**義務**が発生します。

権利	<p>団体名義での資産登記</p> <p>不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。</p> <p>これにより、「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」での登記に起因するトラブルを防止することができます。</p> <p>但し、登記には費用（登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等）が掛かります。</p>
	<p>団体名義での法律行為</p> <p>法人格の取得により、目的（地域的な共同活動）の範囲内において、団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。</p>
義務	<p>地方自治法の規定による運営・取扱い</p> <p>認可地縁団体の運営・取扱いについて、その一部が地方自治法で定められています。</p> <p>⇒ 詳細は9ページ</p>
	<p>税関係の手續と納税義務</p> <p>認可後に県税事務所、市役所税務課に法人の設立届を提出することとなります。</p> <p>また、法人として納税の義務を負います。</p> <p>収益事業を行わない団体は、登録免許税を除き減免となる場合があります。</p> <p>⇒ 詳細は10～11ページ</p>
	<p>変更の手續</p> <p>団体の規約、告示事項（代表者や事務所等）が変更になった場合には、市への届出が必要です。それぞれ市の認可、告示により変更内容が対外的に有効となります。</p>

2 地方自治法の規定による運営・取扱い

団体の独立性 [法第 260 条の 2 第 5 項]

認可により行政機関の一部となることや、市の監督下に置かれることはありません。地縁による団体は認可の有無に関わらず、「住民の自発的意思に基づく団体」です。

構成員について [法第 260 条の 2 第 7 項～8 項]

正当な理由なく、(その者が加入することで団体の目的・活動が著しく阻害される等を除き、)住民の加入を拒むことはできません。

また、構成員に対する不当な差別扱いも禁止されています。

政治的中立 [法第 260 条の 2 第 9 項]

認可地縁団体を特定政党のために利用することは禁止されています。

代表者の行為についての損害賠償責任 [法第 260 条の 2 第 15 項]

認可地縁団体は、代表者が職務を行う上で他人に損害を与えてしまった場合、賠償する責任を負います。

財産目録の作成 [法第 260 条の 4]

認可申請時と年度終了時に財産目録を作成し、事務所に備置しなければなりません。

構成員名簿の更新 [法第 260 条の 4 第 2 項]

構成員名簿を備置し、変更がある場合は更新しなければなりません。

総会について [法第 260 条の 13～法第 260 条の 19]

- ・ 年 1 回以上の通常総会と、一定数の構成員から請求があった場合には臨時総会を開催しなければならない。
- ・ 総会の開催の遅くとも 5 日前までに、会議の目的を示して周知しなければならない。
- ・ 規約で代表者や役員に委任したものを除き、団体の事務にはすべて総会の決議が必要。
- ・ 構成員の表決権は平等とすること。
- ・ 構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて電磁的方法により表決することができる。
- ・ 団体と特定の構成員との関係を議決する場合には、その構成員は表決権を有さない。

代表者について [法第 260 条の 5～法第 260 条の 10]

- ・ 1 人の代表者を置くこと。
- ・ 代表者は団体のすべての事務について代表権を有する。ただし、規約・総会の決議に反することはできない。
- ・ 団体と代表者の利害が相反する場合は、代表権を有さない。

3 税関係の手続

認可を受けた地縁団体は、下記の書類を速やかに提出しなければなりません。

提出先	提出書類	
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
浜田税務署	—	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立届出書 収益事業開始届出書 (収益事業開始の届出)
島根県西部県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立等に関する申告書 (設立の届出) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立等に関する申告書 (収益事業開始の届出)
浜田市役所税務課	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立等に関する申告書 (設立の届出) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立等に関する申告書 (収益事業開始の届出)

※ 設立の届出の際に提出する書類として、申告書のほか、認可書の写し、規約の写しが必要です。また、書類に押印する印鑑は団体の印鑑になります。

収益事業開始の届出時に必要な書類等は、各機関にお問合わせください。

4 認可地縁団体への課税

認可地縁団体は下表のとおり納税の義務を負います。ただし、「税目」や「収益事業の状況」(固定資産税については、その不動産の用途)によって減免措置が適用となる場合があります。

※ 地縁団体の「収益事業」の範囲については「法人税基本通達第15章」で定められています。個々の事例が収益事業に該当するかについては、浜田税務署までお問合わせください。

	税目	認可前		認可後	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
国税	法人税	非課税	課税	非課税	課税
	登録免許税 (登記の際)	団体名義での 資産登記不可	団体名義での 資産登記不可	課税	課税
県税	法人県民税	非課税	法人税割：課税 均等割：課税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税
	法人事業税	非課税	課税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 ※減免措置あり	課税	課税 ※減免措置あり	課税
市税	法人市民税	非課税	法人税割：課税 均等割：課税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税
	固定資産税	課税 ※減免措置あり	課税	課税 ※減免措置あり	課税 ※減免措置あり

5 税に関する問合せ先

税額や減免措置、必要書類等についての詳細は、各担当機関にお問い合わせください。

機関名	取扱税目	連絡先
浜田税務署	法人税	〒697-8686 島根県浜田市殿町 1177 電話：0855-22-0360（自動音声で案内）
松江地方法務局浜田支局	登録免許税	〒697-0026 島根県浜田市田町 116-1 電話：0855-22-0959
島根県西部県民センター	法人県民税 法人事業税 不動産取得税	〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254 電話：0855-29-5519
浜田市役所税務課	法人市民税 固定資産税	〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地 電話：0855-25-9232

※ 税金等に関する届出書類等が送付されることがありますので、集会施設を事務所としている場合には、書類の送付先を代表者宅宛にする手続きを行ってください。

6 不動産登記について

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局（松江地方法務局浜田支局）での手続きが必要です。

登記に際しては、市役所が発行する「地縁団体台帳の写し」「印鑑登録証明書」のほか、法務局が定める必要書類の提出が必要です。詳細については、法務局にご確認ください。

松江地方法務局浜田支局

〒697-0026 島根県浜田市田町 116-1 ☎ 0855-22-0959

なお、登記の際には、固定資産評価額に税率を乗じて算出した登録免許税がかかります。固定資産評価額については、固定資産評価証明書により確認いただくこととなりますが、証明書発行に際しては、事前に市役所税務課に確認をお願いします。

※土地の所有者以外の方が固定資産評価証明書を請求する場合、委任状もしくは所有者の相続人であることを証明できる書類（所有者が亡くなっている場合）が必要です。

7 告示事項（代表者・事務所等）の変更手続

認可地縁団体は、代表者や事務所の所在地をはじめとする「告示事項」の内容に変更が生じた場合、市に届け出を行わなければなりません。

なお、変更事項は市の告示により 対外的に有効となります。

【告示事項】

- | | | |
|---|-------------|-----|
| ①名称 | ②規約で定める目的 | ③区域 |
| ④事務所の所在地 | ⑤代表者の氏名及び住所 | |
| ⑥裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無
(有の場合はその氏名・住所) | | |
| ⑦代理人の有無 (有の場合はその氏名及び住所) | | |
| ⑧規約に解散の事由を定めている場合は、その事由 | ⑨認可年月日 | |

1 総会の開催

・規約に従い総会を開催

【協議事項】

- ①変更する事項についての議決
(代表者変更の場合)

【作成資料】

- 総会議事録
代表者の就任承諾書等

2 申請

【提出書類】

- ①告示事項変更届出書 (様式2)
②総会議事録
③代表者変更の場合は代表者の就任承諾書等

3 審査

・提出書類の内容等を市で審査

4 告示

・市の告示により変更の効力が発生

※ 代表者の変更について

認可地縁団体の代表者と行政連絡員が同じ場合でも、代表者が変更となった場合には、それぞれ変更の届け出を行う必要があります。

8 規約の変更手続

団体の規約を改正する場合にも、市に届け出を行う必要があります。
なお、改正後の規約は、市の認可により対外的に有効となります。

1 総会の開催

・規約に従い総会を開催

【協議事項】

①規約変更についての議決

【作成資料】

総会議事録

変更の内容、理由を記載した書類

2 申請

【提出書類】

①規約変更認可申請書（様式3）

②規約変更の内容、理由を記載した書類

③総会議事録

3 審査

・提出書類の内容等を市で審査し、認可または不認可の決定

4 認可

・市の認可により、規約変更の効力が発生

⇒市は、認可地縁団体台帳を変更し、代表者に規約変更認可通知書を発送。

※規約の変更内容が、名称・目的・事務所の所在地等告示された事項である場合は、別途、告示事項変更の届出も必要になります。

9 告示事項証明書の発行について

不動産登記等の際には、告示事項証明書が必要です。

項目	手数料	受付窓口	必要なもの
告示事項証明書の発行	300円	浜田市役所 まちづくり社会教育課	・告示事項証明書交付請求書 ・代表者または団体の印鑑 ・代表者の身分証明書

※発行までに少々お時間がかかります。事前にまちづくり社会教育課までお電話ください。

浜田市役所 まちづくり社会教育課 ☎ 0855-25-9201

10 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

(1) 認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。

印鑑登録関係及び証明書の発行に関する手続は以下のとおりです。

項目	手数料	受付窓口	必要なもの
印鑑登録	300 円	浜田市役所 ・ 総合窓口課 ・ 各支所市民福祉課	・ 登録する印鑑 ・ 代表者の個人印鑑 ・ 本人確認のための官公署が発行した顔写真付き書類 【例】 運転免許証、個人番号カード、顔写真付き住民基本台帳カード、パスポート (外国人の場合) 在留カード、特別永住者証明書 以上のものを登録する本人が持参して登録申請してください。
印鑑登録内容の変更	無料		
印鑑登録の廃止 ※団体解散の場合は、市の職権で登録抹消			
印鑑登録証明書の発行	300 円		

(2) 次のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ・ ゴム印、スタンプ印、指輪印など変形しやすい材質のもの
- ・ 印影面の大きさが1辺25ミリの正方形に収まらないもの（大きさの上限）
- ・ 印影面の大きさが1辺8ミリの正方形に収まるもの（大きさの下限）
- ・ 印影を鮮明に表わしにくいもの
- ・ その他市長が不相当と認めるもの

【例】 印影面の枠が3分の1以上欠損しているもの

龍紋、家紋、唐草模様等のデザインを組み合わせたもの

※ 印鑑の登録・証明書の発行についてご不明な点は、総合窓口課までお問い合わせください。

浜田市役所 総合窓口課 ☎ 0855-25-9400

IV 認可地縁団体同士の合併

1 合併について

同一市町村内の認可地縁団体同士で合併することができます。合併しようとする認可地縁団体は、連携して地域的な共同活動を行っていることが必要であり、P3「2 認可の要件」を満たしていなければなりません。合併には「吸収合併（1つの団体に吸収される合併）」と「新設合併（合併によって新しい団体が成立）」の2種類があり、一部手続が異なります。

2 合併認可手続の流れ

1 事前準備



- ・規約の整備や運営、書類の作成等をまちづくり社会教育課と相談。
- ・合併先の認可地縁団体とも事前に調整。

2 総会の開催

- ・既存の規約がある場合は、それに従い総会を開催。

<吸収合併の場合>

【吸収する団体】の協議事項

- ①規約変更の承認
- ②合併認可申請することの議決
- ③合併後の代表者の選出
- ④合併後の構成員の確定
- ⑤合併後の資産について

【作成資料】

- 規約
- 総会議事録
- 代表者の就任承諾書等
- 構成員名簿

【吸収される団体】の協議事項

- ①合併認可申請することの議決
- ②合併後の代表者の選出
- ③合併後の構成員の確定
- ④合併後の資産について

【作成資料】

- 総会議事録
- 代表者の就任承諾書等
- 構成員名簿

<新設合併の場合>

【それぞれの団体】の協議事項

- ①合併認可申請することの議決
- ②合併後の代表者の選出
- ③合併後の構成員の確定
- ④合併後の資産について

【作成資料】

- 総会議事録
- 代表者の就任承諾書等
- 構成員名簿

3 申請

【提出書類】 詳細は 16 ページ

- | | |
|-------------------|-------------|
| ①認可申請書（合併用）（様式 4） | ②合併後の規約 |
| ③総会議事録 | ④合併後の構成員名簿 |
| ⑤議事録・活動報告等 | ⑥合併前の各団体の規約 |
| ⑦代表者の就任承諾書等 | ⑧区域を示した図面 |

4 審査

- ・認可要件、提出書類の内容等を市で審査し、認可または不認可の決定
- ※吸収合併の場合、吸収する団体については、同時に規約変更の認可申請を行う。

5 認可

- ・市の認可により、法人格を取得

6 債権者保護手続

- ・認可通知のあった日から 2 週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置く。
- ・債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（最低でも 2 か月間）内に述べるように公告
- ・判明している債権者には個別に催告。異議があった場合には、債権者に弁済等を行う。

7 債権者保護手続終了の届出

【提出書類】 合併に係る債権者保護手続終了届出書（様式5）及び別添資料

8 告示

- ・市長による告示により、合併の効力が発生

3 合併の認可申請に必要な書類等

合併の認可申請に必要な書類等は以下のとおりです。

また、合併の認可申請を行うことについて、自治会の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。必ず事前にまちづくり社会教育課に相談してください。

(1) 認可申請書(合併用)

代表者の押印は、認印で差支えありません。また、申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

(2) 合併後の認可地縁団体の規約

規約を作成し、総会に諮る前に事前にまちづくり社会教育課に相談してください。
(地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため)

(3) 合併の認可を申請することについて各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものでよいとされています。合併する団体それぞれの書類が必要です。

(4) 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

合併後の構成員（過半数）の住所・氏名を記載したもので、その自治会、町内会内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。会員である場合には未成年者の氏名も記入が必要です。

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

次のようなものが想定されます。

- ・ 合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で行った打合せの議事録
- ・ 合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（例：地域清掃等）の活動記録

(6) 合併しようとする各認可地縁団体の規約

合併前のそれぞれの認可地縁団体の規約を提出する必要があります。

(7) 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

(ア) 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものと、(イ) 申請者が代表者となることを受諾した旨の就任承諾等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるもの

(8) 区域を示した図面

河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、合併後の当該地域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料（地図等に境界線を記入し、地縁団体の区域を明確にした図面）を添付してください。

Ⅳ 認可の取消と解散

1 認可の取消

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可の取消となります。

- ①認可要件を充たさなくなった場合
 - ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
 - ・団体が相当期間活動していない場合
 - ・住民の加入を、正当な理由なく拒否した場合
 - ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」の加入が認められなくなった場合
- ②不正な手段により認可を受けたとき

2 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可地縁団体は解散となります。

- ①規約で定めた解散事由の発生
- ②破産手続開始の決定
- ③認可の取消
- ④総会において、規約で定めた定数の会員の賛成で、解散することが決議されたとき
- ⑤構成員が「相当数」に充たなくなった場合

※ 破産、解散及び清算については、裁判所の監督下で手続を進めることとなります。

Ⅴ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、平成27年4月1日より、地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続を経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

2 申請の要件

下記の全ての要件を満たしている必要があります。

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

3 申請の流れ

1 事前準備

- ・書類の作成等をまちづくり社会教育課と相談。
- ・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等。

2 総会の開催

- ・規約に従い、総会を開催。

【協議事項】

- ①申請不動産の所有に至った経緯について議決
(保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がない場合)
- ②特例適用を申請する議決

【作成資料】

総会議事録

公告申請書

3 申請

【提出書類】

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式6）
- ②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類
- ④申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

4 審査

- ・申請の要件、提出書類の内容等を市で審査

5 公告

- ・要件を満たしている場合、下記の事項について市が3カ月以上の公告を実施

【告示事項】

- ①地方自治法第260条の46第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ②申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
- ④異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

6 情報提供

- ・異論がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市は申請認可地縁団体に対し、書面にて公告結果の情報提供を実施

7 登記

- ・申請認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記

4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

- ①申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等
- ② ①のほか、
 - ・ 公共料金の支払領収証
 - ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
 - ・ 旧土地台帳の写し
 - ・ 固定資産税の納税証明書
 - ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等
- ③ ②の資料が入手困難な場合、入手困難な理由書を提出するほか、
 - ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
 - ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

- ①下記の書類
 - ・ 認可地縁団体の構成員名簿
 - ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
 - ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等
- ② ①の資料が入手困難な場合には、入手困難な理由書を提出するほか、
 - ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

5 その他

当該特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。